



## 平成27年度 第3回 東海村村長記者会見 一覧

| No | 案件名(概要)                                   | 担当課          | ページ   |
|----|-------------------------------------------|--------------|-------|
| 1  | 有限会社モーハウスと子育て支援等に関する協定を締結します              | 広報広聴課        | 1     |
| 2  | 「東海村人口ビジョン」及び「東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました！ | 企画経営課        | 2-11  |
| 3  | 東海村産業・情報プラザの供用について                        | まちづくり推進課     | 12    |
| 4  | とうかいヘルスマイレージが始まりました                       | 健康増進課        | 13    |
| 5  | 東海村農業振興計画を策定しました                          | 農業政策課        | 14-15 |
| 6  | 【イベント等の開催について】                            |              |       |
|    | ① 東海村 新年賀詞交歓会                             | 広報広聴課        | 16    |
|    | ② 東海村 成人の集い                               | 生涯学習課        | 17    |
|    | ③ 東海村 消防出初式                               | 防災原子力安全課     | 18    |
|    | ④ 東海村 スマイルマラソン2016                        | 生涯学習課        | 19    |
| 7  | 平成27年 第4回 東海村議会定例会（12月）議案等補正予算案説明資料（一般会計） | 総務課<br>企画経営課 | 20-31 |

### 【記者会見の概要】

- ・ 日付：平成27年11月27日（金）
- ・ 時間：午前10時30分～11時30分
- ・ 会場：東海村役場 行政棟3階 庁議室

東海村公式キャラクター  
イモゾー



## 配布資料一覧

(ページ)

### No. 1

有限会社モーハウスと子育て支援等に関する協定を締結します . . . 1

### No. 2

「東海村人口ビジョン」及び

「東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました! . . . 2～3

#### 【関連資料】

・東海村人口ビジョン

東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略 ダイジェスト版 . . . 4～11

### No. 3

東海村産業・情報プラザの供用について . . . . . 12

### No. 4

とうかいヘルスマイレージが始まりました . . . . . 13

### No. 5

東海村農業振興計画を策定しました . . . . . 14

#### 【関連資料】

・東海村農業振興計画 (A3版) . . . . . 15

### No. 6

① 東海村 新年賀詞交歓会 . . . . . 16

② 東海村 成人の集い . . . . . 17

③ 東海村 消防出初式 . . . . . 18

④ 東海村 スマイルマラソン 2016 . . . . . 19

### No. 7

平成27年 第4回 東海村議会定例会 (12月) 議案等 . . . . . 20～30

#### 【関連資料】

・補正予算案説明資料 (一般会計) . . . . . 31



## 有限会社モーハウスと子育て支援等に関する協定を 締結します

東海村は有限会社モーハウスと女性の活躍及び子育て支援に関する協定を締結いたします。

今後はこの協定に基づき、村内におけるさらなる男女共同参画の推進や子どもを産み育てることができる環境づくりを目指し連携してまいります。

また、協定締結式につきましては、以下のとおり開催します。

- 1 日 時 平成27年12月22日(火) 午前11時から
- 2 場 所 東海村役場3階 庁議室
- 3 出席者 東海村 村長 山田 修 (やまだ おさむ)  
(有)モーハウス 代表取締役 光畑 由佳 (みつはた ゆか)
- 4 内 容  
今後、協定に基づき以下のような取組みについて連携を図っていく予定です。
  - ・女性を対象とした再就職やワーク・ライフ・バランスセミナーなどの開催
  - ・母親の外出支援などの子育て支援事業
  - ・産前産後ケアなど母子保健事業 など
- 5 その他
  - ・有限会社モーハウスが県内自治体と協定を締結するのは、境町に次いで2カ所目になります。
  - ・協定に基づく具体的な取組みについては今後調整してまいります。今年度はワーク・ライフ・バランスセミナー(講演者：(有)モーハウス 代表取締役 光畑 由佳 様)を、平成28年2月16日(火)に予定しています。



## 「東海村人口ビジョン」及び「東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました！

まち・ひと・しごと創生は、地方と国が一体となり、中長期的な視点に立って取り組む必要があることから、国総合戦略等を勘案しつつ、平成27年10月30日に次のとおり策定し公表しました。

- ① 村人口の現状と将来の展望を提示する「東海村人口ビジョン」  
〔計画期間：2015年度（H27年度）～2040年度（H52年度）〕  
⇒2040年の総人口を「約38,000人」と展望  
◆現状の高い合計特殊出生率と転入超過を維持するための施策を進めるとともに、さらに「若い世代の本村への定住化促進」に取り組むことで、2010年の総人口37,438人を上回る目標を設定。
- ② 今後5か年の目標や施策をまとめた「東海村総合戦略」  
〔計画期間：2015年度（H27年度）～2019年度（H31年度）〕  
⇒「2040年・総人口約38,000人」を目指し、主に「若い世代」に焦点を当て、世代を超えて、住民・産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディアとの連携により取り組む。  
⇒3つの基本目標に基づき、施策を展開  
◆基本目標1 若い世代が安心して働くことができる東海村をつくる。  
（具体的施策の例）「産学官」が連携した原子力技術者などの育成・確保 など  
◆基本目標2 若い世代が安心して子どもを産み育てることができる東海村をつくる。  
（具体的施策の例）妊娠～出産～子育てを切れ目なく支える「とうかい版ネウボラ」の実現 など  
◆基本目標3 すべての世代が愛着と誇りをもって暮らすことができる東海村をつくる。  
（具体的施策の例）「知ってもらおう」ことから始める「東海村ブランド」の魅力向上 など  
※詳細については、別添資料を御覧ください。

### 1 策定・推進体制

#### (1)「東海村まち・ひと・しごと創生本部会議」

- ・村長を本部長とし、副村長、教育長、部長、関係課長で構成（14名）する本部会議を設置し、総合戦略を総合的かつ計画的に策定し実施。

#### (2)「東海村まち・ひと・しごと創生推進会議」

- ・住民等16名で構成する会議を設置し、住民、産・官・学・金・労・言の各分野から幅広い意見を反映させるとともに、戦略の施策効果等の検証。



## 2 策定の経過

### (1) 東海村まち・ひと・しごと創生本部会議

- H27.02.02 (第1回)：国の動向，本村における取組みの方向性等
- H27.03.02 (第2回)：消費喚起，先行型交付金事業案，人口動向等
- H27.05.18 (第3回)：国・県，本村人口動向，策定の基本的な考え方等
- H27.06.02 (第4回)：人口ビジョン及び総合戦略基本目標タタキ台等
- H27.07.10 (第5回)：基礎調査，総合戦略基本目標決定，交付金事業検討等
- H27.08.10 (第6回)：先行型交付金事業決定，基礎調査実施結果等
- H27.09.01 (第7回)：人口ビジョン素案決定，総合戦略タタキ台検討
- H27.09.18 (第8回)：総合戦略素案決定
- H27.10.09 (第9回)：総合戦略案（KGI/KPI 目標値等）決定
- H27.10.28 (第10回)：**人口ビジョン及び総合戦略の決定**

### (2) 東海村まち・ひと・しごと創生推進会議

- H27.07.21 (第1回)：村の人口動向及び総合戦略取組みテーマ（論点）議論
- H27.09.07 (第2回)：人口ビジョン素案（目標人口）了承，戦略タタキ台議論
- H27.09.16 (第3回)：総合戦略素案議論
- H27.10.22 (第4回)：**人口ビジョン及び総合戦略案の了承**

### (3) 議会報告・住民周知等

- H27.06.22：まち・ひと・しごと創生への取組み状況報告（全議員）
- H27.07～：「村公式ホームページ」にて総合戦略策定状況を公開開始
- H27.09.25：全員協議会において，人口ビジョン及び総合戦略（素案）を説明
- H27.09.28～10.09：パブリック・コメント実施
- H27.10.30：**人口ビジョン及び総合戦略公表**

**東海村人口ビジョン**  
**東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略**  
ダイジェスト版

平成 27 年 10 月



## はじめに

今日、日本においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことが課題になっています。

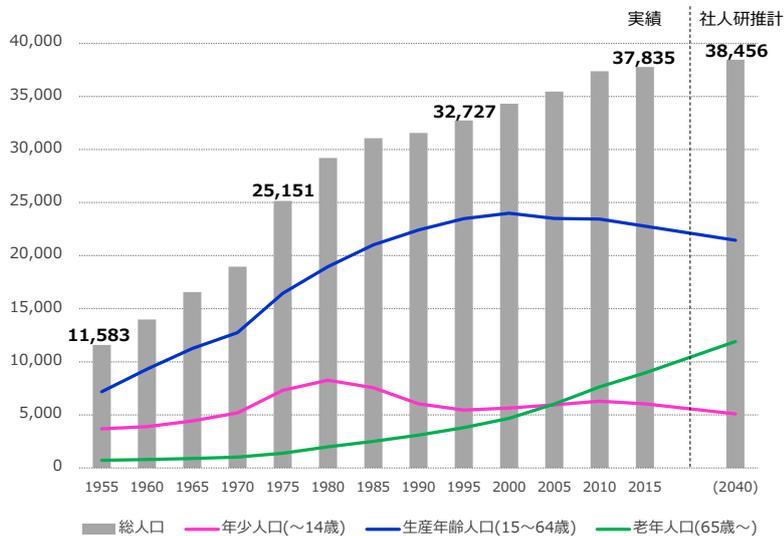
このため、国は、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本村においても、国や県と一体となって人口減少問題に取り組み、将来にわたり活力ある東海村を維持していくため、村人口の現状と将来の展望を提示する『東海村人口ビジョン』と、これを踏まえて今後5カ年の目標や施策をまとめた『東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定しました。

## 東海村人口ビジョン（2015～2040）

### 人口の現状分析

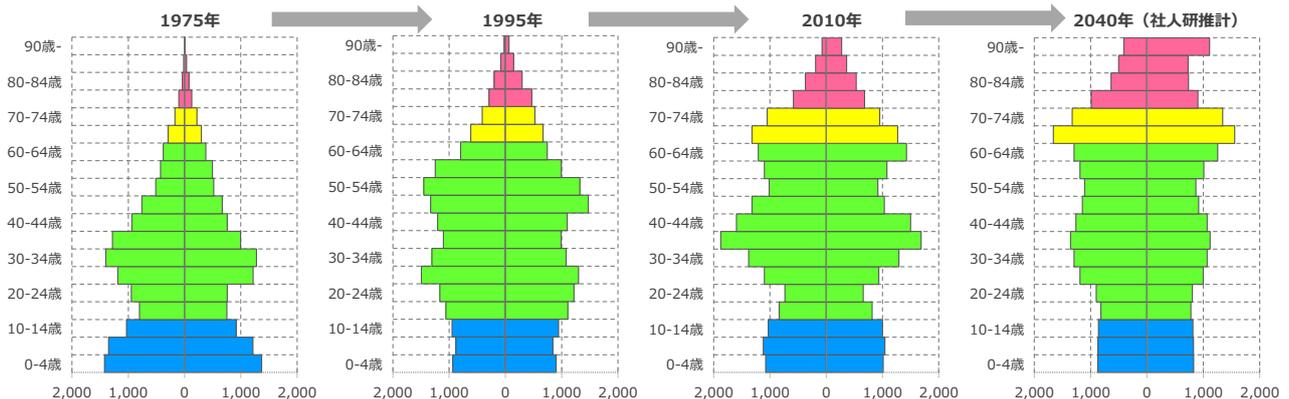
#### 人口の推移



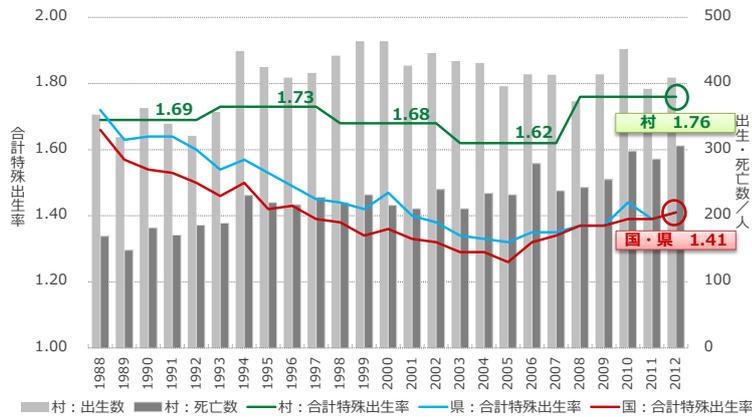
総人口は、村が発足した1955年以降、増加傾向を維持しています。

また、年齢3区分別にみると、2000年以降、年少人口や生産年齢人口が横ばいに推移している一方で、平均寿命の延伸や人口流入期（1955年～、1970年～）に流入した生産年齢人口の高齢化等により、老年人口は一貫して増加傾向を維持しています。

その結果、2005年以降は、老年人口が年少人口を上回るなど人口構造が着実に変化しています。

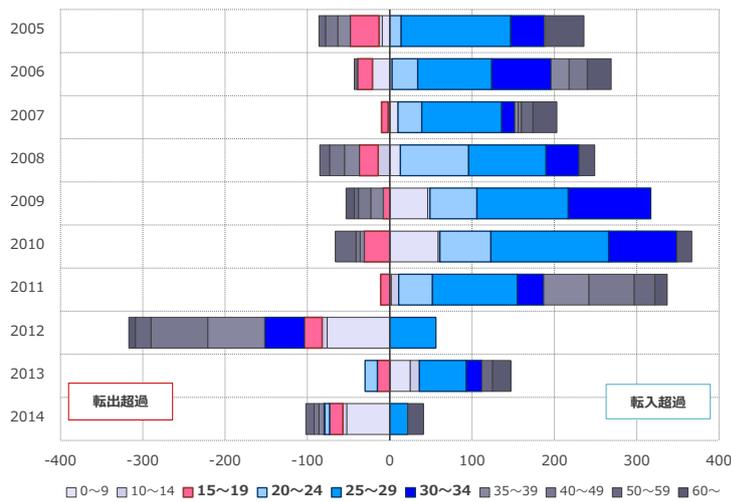


## 出生・死亡の状況



本村の合計特殊出生率は、県内において高い水準にあり、これまで出生数が死亡数を上回る自然増を維持しています。しかしながら、老年人口の増加を背景に死亡数も増加傾向にあり、近い将来には、自然減に転じる見込みになっています。

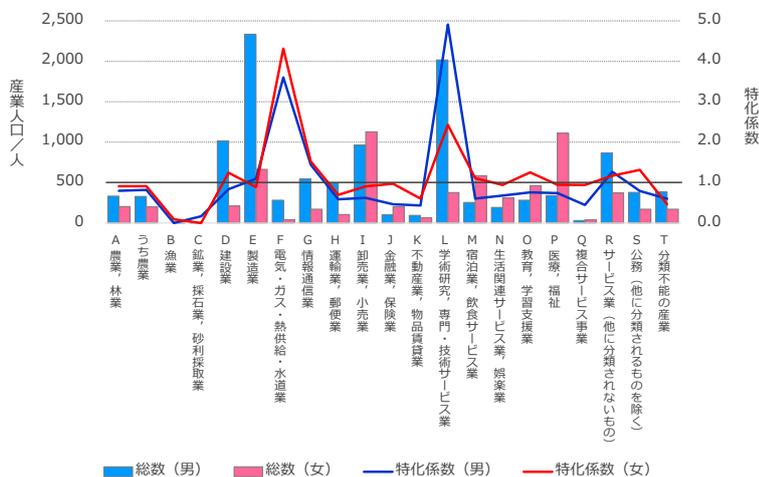
## 転出・転入の状況



2011年頃までは、転入数が転出数を上回る転入超過（社会増）の傾向にありました。年齢別にみると、20～34歳において、転勤のほか、結婚や出産、子育て、持ち家の購入などを背景に転入超過になっています。一方、15～19歳においては、進学や就職を背景に転出超過になっています。

2012年は転入超過になっていますが、これは、福島第一原子力発電所事故や全国の原子力発電所が稼働停止したことによる産業への影響を受けたものと考えられます。

## 産業の状況



本村の産業構成は、「製造業」や「学術研究，専門・技術サービス業」に従事する人が多くなっています。また、全国比で見ると「電気・ガス・熱供給・水道業」や「学術研究，専門・技術サービス業」に従事する人の割合が高いことが特徴となっています。

**特化係数** 就業人口の産業別構成比における全国比。この値が高いほど本村の特徴的な産業といえる。

## 目指すべき将来の方向

これまで、本村の人口は、自然増と社会増により概ね増加傾向を維持してきました。しかし、近年は社会増の傾向に変化が見られるほか、人口構成の着実な変化を受けて、近い将来に自然減に転じることが見込まれています。

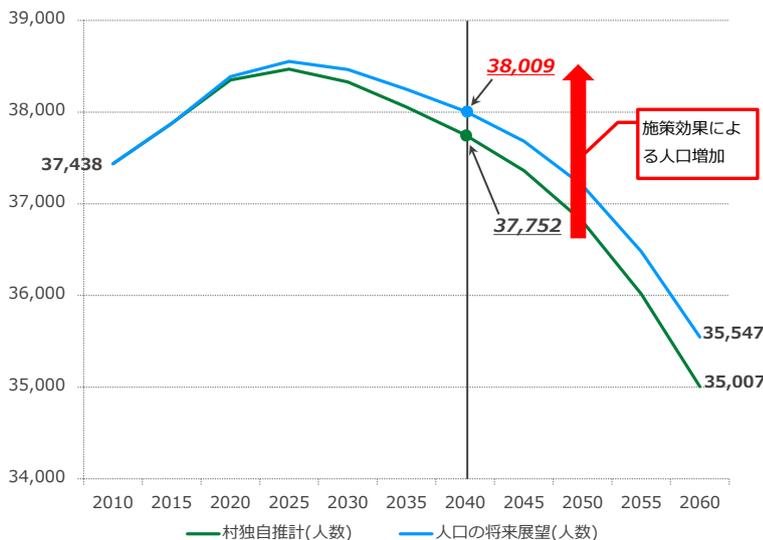
村独自推計では、現状の高い合計特殊出生率と転入超過が継続すると、2040年の総人口は37,752人（2010年比+314人）になるとされていますが、合計特殊出生率が上昇し人口移動が均衡した（社会増減がゼロ）場合は35,542人（2010年比△1,896人）になるとされています。

これらのことから、本村においても、人口減少問題・人口構造の変化への対応に早急に取り組む必要があります。短期的には社会増につながる施策に、また、中・長期的には合計特殊出生率の上昇につながる施策に適切に取り組むことが重要です。具体的には、本村への若い世代の定住化促進に向けて、雇用を創出・確保し、希望の持てる居住・子育て環境を実現するために、次の4つの方向性を示します。

1. 本村の特性を十分に生かした雇用を創出・確保する
2. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
3. 人口構造の変化に対応できる地域をつくる
4. 若い世代の転入超過を維持・増加し、「選ぶ主体」に対して情報を伝達する

## 人口の将来展望

「人口減少に歯止めをかける」というまち・ひと・しごと創生の趣旨に鑑み、本村では、現状値や推計値よりも高い目標を掲げることとし、**2040年における総人口を約38,000人と展望**します。



この人口の将来展望を達成するためには、2040年までの将来にわたって、

1. 「高い水準の合計特殊出生率（1.8前後、年平均出生数350人程度）」を維持する
2. 「高い水準の転入超過数（年平均100人程度）」を維持する

必要があります。さらには、

**「村の人口増を支える若い世代の定住化促進の施策」に積極的に取り組む**

ことで、約250人の施策効果を見込み、2040年の総人口約38,000人を展望します。

# 東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015～2019）

## 基本方針

総合戦略は、人口ビジョンに掲げた人口の将来展望を達成するため、次に掲げる基本方針のもと、「まち・ひと・しごと創生」に直接的に関わる取組み（施策）を定めたアクションプランです。

- ① 「2040年・総人口38,000人」を目指して取り組む
- ② 主に「若い世代」に焦点を当て、世代を超えて取り組む
- ③ 住民・産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディアとの連携で取り組む

## 基本目標

本村は、人口の将来展望の達成に向けて次の3つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標ごとに「基本目標」⇒「基本施策」⇒「具体的な施策」⇒「主な取組み」の4段階で施策の展開を図ります。

- ① 若い世代が安心して働くことができる東海村をつくる
- ② 若い世代が安心して子どもを産み育てることができる東海村をつくる
- ③ すべての世代が愛着と誇りをもって暮らすことができる東海村をつくる

なお、総合戦略に掲げた施策の効果を検証し、必要に応じて、施策の見直しや総合戦略の改訂を行うものとします。

### 基本目標1 若い世代が安心して働くことができる東海村をつくる。

| 数値目標            | 基準値           | 目標値           |
|-----------------|---------------|---------------|
| 従業者数            | 17,715人（H24年） | 17,800人（H31年） |
| 50歳未満における農業就業人口 | 63人（H22年）     | 73人（H32年）     |

#### 基本施策1-1 サイエスタウンのポテンシャルを活かす人材の育成・確保

##### (1) 「産学官」が連携した原子力技術者などの育成・確保

原子力関連企業や大学・高校などの教育機関と連携し、原子力研究機関などにおける良好な研究環境を下支えする技術者などの人材育成・確保を支援し、雇用の創出に取り組みます。

産学官連携による協議会の設立、茨城大学理工学大学院・政府関係機関の誘致活動 など

##### (2) 未来を担う子ども達の探究心を育む「科学」体験の推進

最先端の科学技術が集積する東海村で生まれ育つ子ども達に、科学への探究心を育ててもらうため、原子力研究機関・原子力関連企業、大学などの関係機関と連携し、退職した研究者や教職員などの協力を得ながら、最先端の科学技術などに触れる機会の提供に取り組みます。

サイエンスフォーラムやサイエンスショーの実施、子ども科学クラブの創設 など

## 基本施策 1-2 地域経済の「活かづくり」を通じた雇用の創出・確保

### (1) 地域経済を支える既存事業者への経営支援

地域経済を支えている既存事業者の活性化を図るため、商工会や金融機関などの関係機関と連携し、販路拡大や人材育成などの経営課題を解消・改善するための支援を行い、既存事業者における経営の安定、雇用の安定・確保に取り組みます。

経営課題の把握・相談受付・改善案の提案などを行うコーディネーターの配置 など

### (2) 「夢への挑戦」を応援する創業支援や研究・技術開発支援

商工会や金融機関などの関係機関と連携し、新しい事業の創出に挑戦する創業希望者に対し、経営、財務、人材育成、販路開拓などに関する包括的な支援を提供するほか、環境にやさしい持続可能なまちの実現に寄与する研究・技術開発を行う企業への支援により、新たな雇用の創出に取り組みます。

レンタルオフィスの設置、創業支援ネットワークの設立、環境分野に関する研究・技術開発に取り組む企業への支援 など

### (3) 「農業で生きる」若い世代の就農促進

若い世代が新たな農業の担い手として活躍できるよう、就農に関わる包括的な支援の実施や、JA や商工会などの関係機関と連携し、地産地消を中心とした農産物の需要の創出・販路拡大に取り組みます。

生産技術取得の支援、就農時の農地・農業機械・農家住宅の確保、地元飲食店やスーパー・商店への農産物の供給強化 など

## 基本目標 2 若い世代が安心して子どもを産み育てることができる東海村をつくる。

| 数値目標                     | 基準値            | 目標値                  |
|--------------------------|----------------|----------------------|
| 安心して子どもを産み育てられる満足度       | 54.8% (H26 年度) | 60.3% (H31 年度)       |
| 平成 27 年から平成 31 年までの累計出生数 | 339 人 (H26 年)  | 1, 750 人 (H27-H31 年) |

## 基本施策 2-1 「女性が生き生きと働くことができる」環境づくりの促進

### (1) 「女性のチカラ」を活かす就労機会の創出

女性の活躍を推進するため、創業・起業に挑戦する女性を応援するほか、女性の就労に向けたきっかけづくり、在宅で子育てしながら働くことができる機会づくりに取り組みます。

創業支援ネットワークの設立、女性を対象とした再就職セミナーの開催、テレワークの導入検討 など

### (2) 「子育てに優しい企業」の拡大促進

仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業の取得や短時間勤務の勧奨など、子育て支援に積極的に取り組む「子育てに優しい企業」の拡大促進に取り組みます。

男女共同参画を推進する企業などの認定・表彰、くるみんマークの取得促進 など

### (3) 安心して子どもを預けられる保育サービスの充実

安心して子どもを預け仕事に従事できるよう、既存の保育所や幼稚園の再編などにより待機児童の解消に努めるとともに、病児保育や延長保育、学童クラブなどの保育サービスの充実に取り組みます。

保育所・幼稚園の再編充実、医療機関と連携した新たな病児保育の検討、学童クラブの利用環境の向上 など

## 基本施策 2-2 「子育てに優しいまち・東海村」の実現

### (1) 妊娠～出産～子育てを切れ目なく支える「とうかい版ネウボラ」の実現

安心して妊娠・出産を迎え・子育てができるよう、妊娠期から子育て期に至るまでの包括的な相談・支援体制を整備した「とうかい版ネウボラ」の実現に向けて取り組みます。

子育て世代包括支援センターの設置検討、母子健康手帳交付時における総合相談、産前・産後のヘルパー派遣 など

### (2) 妊娠～出産～子育てに関する経済的な不安の軽減

経済的な不安や悩みを軽減し、安心して妊娠・出産を迎え・子育てができるよう、妊娠期から子育て期に至るまでの経済的な負担の軽減に取り組みます。

中学校卒業までの医療費の無料化、保育料の軽減、不妊・不育治療費の助成 など

### (3) 「子は地域の宝」地域ぐるみで支える子育ての実現

「子は地域の宝」との認識を共有し、地域の中で、世代を超えて子育てを支える仕組みづくりに取り組みます。

多様な主体による子育て支援事業の展開、地域が一体となった「とうかい子育て応援団」の創設 など

### (4) 未来を担う子ども達を全力サポート「チーム・学校」による教育の展開

未来を担う子ども達の「学び」を多角的にサポートするとともに、学校の教育力や組織力の向上を図るため、多様な専門性を有する職員の学校への配置に取り組みます。

独自採用の教員配置による少人数学級の実施、スクールソーシャルワーカーなどの配置検討 など

### (5) 「子ども・子育て目線」を採り入れた子育てに優しい生活環境の構築

子どもや子育て世帯が安心して、のびのびと暮らし続けることができるよう、「子ども・子育て目線」に立った公園、歩道などの住環境の整備、イベントや事業の実施に取り組みます。

子育てに優しい公共施設の実現、文化・スポーツ施設における子ども・子育て世帯向け事業の実施 など

## 基本目標 3 すべての世代が愛着と誇りをもって暮らすことができる東海村をつくる。

| 数値目標                    | 基準値            | 目標値               |
|-------------------------|----------------|-------------------|
| 平成 27 年から平成 31 年までの純移動数 | - 55 人 (H26 年) | 500 人 (H27-H31 年) |
| 東海村に住み続けたいと考えている住民の割合   | 80.5% (H26 年度) | 88.6% (H31 年度)    |

## 基本施策 3-1 「いつか戻りたい・ずっと住み続けたい」愛着ある“ふるさと”の形成

### (1) 「自分のまちを育てる。」協働による地域づくりの推進

各地域によって特性や課題が異なることを踏まえ、各地域の特色を活かしながら、住民、村民組織、事業者、NPO、行政などが一緒に考え、行動する「協働」により、魅力あふれる地域づくりの推進に取り組みます。

コミュニティセンターの地域拠点化・機能強化、地区自治会から（仮称）まちづくり協議会への移行検討 など

### (2) 地域資源を活かした魅力づくりの推進

歴史、自然、文化など地域にある様々な資源を見つめ直し、活かし、価値を高め、東海村の象徴となる魅力の創出に取り組みます。

阿漕ヶ浦公園周辺の再整備、総合福祉センター北側緑地の整備、住民自らが企画したまちづくり事業への支援 など

### (3) 「東海村が好き。」子ども達の郷土愛を育む体験づくりの推進

未来を担う子ども達が豊かな人間性を養い、いつまでも東海村に対する郷土愛を持ち続けてもらえるよう、地域の住民をはじめ、村内の企業や関係団体と連携し、職業体験や自然体験、異文化体験など体験づくりの推進に取り組みます。

「とうかい・まるごと職業体験」の検討、地域資源を活かした自然体験ツアーの検討 など

## 基本施策 3-2 「訪れてよし、住んでよし」を実現する魅力の発信・向上

### (1) 「知ってもらう」ことから始める「東海村ブランド」の魅力向上

住みやすさ、子育てのしやすさなど「東海村に住みたい!」と思える魅力や、季節の恵み、イベントなど「東海村に行きたい!」と思える魅力を最大限に発信し、「東海村ブランド」の価値の向上に取り組みます。

情報発信戦略の策定、キャッチコピー・ロゴマークの作成、ふるさと応援サポーターの任命 など

### (2) 地域資源を活かした観光の推進による東海村の「ファン」づくり

村内のまつりやイベントのほか、歴史、自然など地域にある様々な資源を活かした観光の推進、近隣市町村の魅力ある観光資源と結び付けた「広域観光」の実現により、交流人口の拡大に取り組みます。

観光情報の充実、地域資源を活かした広域観光周遊ルートの検討、いばらき県央地域観光協議会の取組みの推進 など

### (3) 「移動しやすい」を実現する公共交通の充実

東海村を訪れる観光客のみならず、原子力研究・開発のために来村する研究者や技術者、住民の移動手段を確保するため、公共交通の充実に向けて取り組みます。

公共交通の利用に関する調査、公共交通の利用促進、デマンドタクシー・路線バス・鉄道などの連携の検討 など

### (4) 「まちへの想い」を共有した「連携」による定住の促進

金融機関や不動産業者などの産業界、教育機関、他の行政機関など、あらゆる関係機関と「まちへの想い」を共有し、知恵を出し合い、連携して定住の促進に取り組みます。

不動産業者と連携した魅力の発信、三世帯同居の支援などに向けた金融機関との連携検討 など



## 東海村産業・情報プラザの供用について

本年8月に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から取得した「リコッティ」については、引き続き住民の交流の場としての多目的ホールの利用に加え、創業オフィス等の設置による創業支援の場、村の魅力発信の場として活用することとして準備を進めておりますが、供用の開始時期が予定されたことから、お知らせいたします。

なお、施設の予約については、平成27年第4回東海村議会定例会に上程予定の「東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例」の議決を得た後となります。

### 1 供用開始時期

平成28年1月21日(木)

※ ただし、「東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例」の議決が必要です。

### 2 東海村産業・情報プラザの概要

- 所在 東海村舟石川駅東三丁目1番1号
- 面積 2,907.17㎡(延床面積)
- 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根3階建
- 機能 1階 多目的ホール(座席数:225席)  
会議室(約63㎡)  
2階 防音スタジオ(2室/31㎡, 20㎡)  
創業オフィス(5室), 創業デスク(6席)  
3階 会議室(2室/66㎡, 60㎡(連結可))

### 3 創業オフィス・創業デスク

- 利用(入居)できる方は、創業を目指す方、創業後5年を経過しない方
- 24時間、365日使用可能(カードキーにより入館可能)
- 同フロアに配置予定のインキュベーションマネージャー等による経営相談、各種制度案内等を受けることが可能
- 入居に当たっては審査が必要なため、平成28年2月頃から入居が可能となる予定





## とうかいヘルスマイレージが始まりました

平成27年10月より、個人の健康づくり活動の活性化・習慣化を目標として、健診や健康講座等、村が指定する健康づくり活動に対しマイレージポイントを付与、事業参加により7ポイント以上を集めた方に記念品等を贈呈する事業です。

### 【対象者】村内在住の20歳以上の方

### 【参加方法】

- 1 保健センター・福祉保険課窓口、HPからポイントカードを入手する
- 2 ヘルスマイレージ事業に参加してポイントを集める
- 3 7ポイント集まったら応募する
- 4 特典をもらって、さらに健康になる

### 【対象となる事業】

※必須事業4事業から2項目以上、対象事業から1項目以上の参加が必要

#### ◆必須事業（2ポイント）

- ①「わたしの健康宣言」（3ヶ月間の健康づくり目標の宣言・実施）
- ②各種検診の受診（特定健診・ヤング健診・職場健診・学校健診・人間ドック・脳ドック）
- ③がん検診の受診（1種類以上）
- ④高齢者健診・成人歯科検診・歯科受診または歯科検診（1種類以上）

#### ◆対象事業（1～2ポイント）

- ①「みんなですこやかウォーキング」
- ②健康講座・教室
- ③エンジョイヘルスアップ（SC スマイル TOKAI 委託事業）
- ④元気アップ健康相談
- ⑤ダイエットプログラム
- ⑥特定保健指導
- ⑦食生活改善推進員養成講習
- ⑧食生活改善・食育活動（食生活改善推進員連絡協議会会員対象）
- ⑨インフルエンザワクチン接種
- ⑩献血

### 【特典】

- ① 健康づくり記念品（応募者全員）
- ② 1泊2日の健康体験ツアー優待（抽選で25名）

### 【担当課】福祉部健康増進課



## 東海村 農業振興計画を策定しました

### 【策定の趣旨】

東海村の農業は、他の地域と同様に農業者の高齢化、担い手不足、収益の低下、混住化に伴う生産環境の変化など、様々な問題を抱えていることから、今後10年を目標に、村の農業の将来像を描いた農業振興計画を策定いたしました。

この農業振興計画は、村の農業をテーマとする基本的な指針を示す計画として、初めての取り組みとなります。

### 【計画期間】

平成28年度から平成37年度の10年間

### 【東海村農業の将来像】

東海村の農業が目指す将来像は4つの柱で構成され、農業者のみならず一般住民の参画や協力を意識した内容となっています。

4つの柱それぞれの実現が、相互作用を及ぼしながら、東海村農業を発展させていく「村民全員参加による持続可能な都市近郊型農業モデル」を提示します。

#### I. 多様な担い手が支える農業

～農業を始めるきっかけづくりから農業のリーダーを生み出す仕組みづくり～

#### II. 新たなマーケットを活かす独自の農業

～東海エリア約70万人の消費者をターゲットにした新たな販売・消費の仕組みづくり～

#### III. 地域と共存する「人にやさしい」農業

～地域とのコミュニケーションを深め、より自発的な農業活動と農業・農地が持つ多面的機能を発揮する仕組みづくり～

#### IV. 魅力的な田園環境・生産環境の創出

～市街化のスプロール化を抑制する市街地と農地との共存を目指す仕組みづくり～

### 【今後の取組み】

平成28年度の取り組みとしまして、まずは、新たな担い手の育成・確保を基礎とした総合支援構想「とうかいニューファーマー育成総合支援プロジェクト」を展開する予定でございます。

このプロジェクトの展開をもとに、地域と共存する農業の仕組みを生みだし、農業に参画する村民のすそ野を拡げていく予定です。

この他、ほしいも振興を目指す「ほしいも産地強化プロジェクト」の検討も進めてまいります。

# 東海村農業振興計画を策定しました！

平成27年11月27日(金)  
建設農政部農業政策課 農業振興・農地保全担当  
電話：029-282-1711(内線 1221)

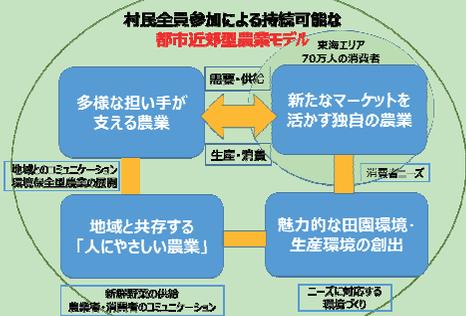
## 【策定の趣旨】

東海村の農業は、農業者の高齢化、担い手不足、米価下落による収益の低下、市街地のスプロール化による生産環境の変化など課題が山積しています。

東海村では、今後10年を目標に本村における農業の将来を見据えた長期的な視野に立った農業振興の基本的な指針を示す計画を策定しました。

## 【東海村農業の目指す姿と仕組みづくり】

計画期間は、10年間（平成28年度から平成37年度）としています。目指す将来像である4つの柱は、農業者のみならず一般住民の参画や協力を意識した内容となっています。4つの柱それぞれの実現が、相互作用を及ぼしながら、東海村農業を発展させていく関係性を「村民全員参加による持続可能な都市近郊型農業モデル」として提示します。

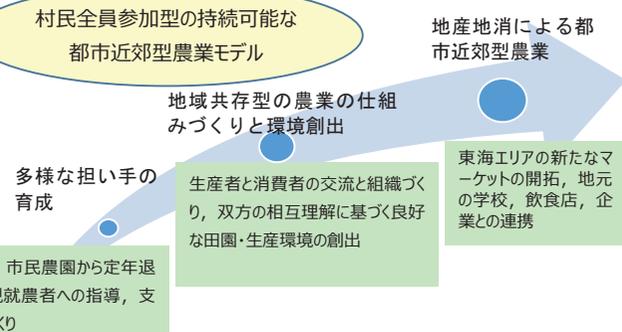


## 【計画の進行管理】

計画の推進については、第5次総合計画後期計画との整合を図ります。

今後、農業振興計画を「短期」「中長期」に分類し、将来構想の実現に向けて、計画的に進行管理を行う予定です。

また、進行管理には、チェック機能を備えた仕組みを行い、進捗状況の把握を行います。



## 【今後の取組み】

平成28年度からの取組みは、多様な担い手の育成・確保からスタートします。定年就農についてはJAの部会支援を検討しております。また、村の就農支援はメニューも豊富で手厚い支援がありますが、村民や利用者の皆様には見えにくいものでした。村では、これらの支援事業を立体的に組み立て、総合支援構想『とうかいニューファーマー育成総合支援プロジェクト』を展開します。これまでの待ちの農業から、能動的に東海村の農業や支援策について展開します。

## I. 多様な担い手が支える農業

～農業を始めるきっかけづくりから農業のリーダーを生み出す仕組みづくり～

今後の東海村農業にとって、労働力の確保が喫緊の課題となります。定年退職したアクティブシニアや女性などの農業参画が期待されます。一方、村内外からの新たな担い手の就農も期待されます。こうした多様な担い手を育成するための仕組みづくりを行います。

## II. 新たなマーケットを活かす独自の農業

～東海エリア約70万人の消費者をターゲットにした新たな販売・消費の仕組みづくり～

東海村の農業は、多くの小規模農家によって支えられています。この特性を生かすため、地産地消型の農業を目指す必要があります。そこで、東海村とその周辺エリア70万人の消費者を新たなマーケットのターゲットにした地産地消型の販売・消費の仕組みを構築します。

## III. 地域と共存する「人にやさしい」農業

～地域とのコミュニケーションを深め、より自発的な農業活動と農業・農地が持つ多面的機能を発揮する仕組みづくり～

生産者と消費者が課題解決に向けて相互にコミュニケーションを図り、農業・農地が持つ多面的機能を発揮して、農業が地域と共存する都市型「人にやさしい農業」の実現を目指します。

## IV. 魅力的な田園環境・生産環境の創出

～市街化のスプロール化を抑制する市街地と農地との共存を目指す仕組みづくり～

住宅地需要の増大から、畑作地を中心に農地転用と市街化がスプロール的に進みました。こうした地域では、農地と宅地がパッチワーク状に存在していますが、今後土地利用計画による農地の計画的保全を図り、魅力的な田園環境・生産環境を創出します。

## とうかいニューファーマー育成総合支援プロジェクト

就農相談から経営まで県内ナンバーワンの就農支援制度

### 多様な担い手が支える農業

農業を始めるきっかけ作りと農業のリーダー育成を行い、多様な担い手が農業を支えます





## 東海村 新年賀詞交歓会の開催について

### ◆目的

平成28年の年頭にあたり、村内角界の皆様の更なるご活躍を祈念するとともに、東海村の飛躍発展を目指す意見交換の場として東海村賀詞交歓会を開催いたします。

### ◆開催日時

平成28年1月5日(火) 午前11時から  
〔受付開始：午前10時30分〕

### ◆開催場所

会場 東海会館 茨城県那珂郡東海村船場544-2  
(TEL 029-282-8351)

### ◆発起人

|        |                    |       |
|--------|--------------------|-------|
| 発起人 代表 | 東海村商工会会長           | 照沼 政直 |
|        | 東海村自治会連合会 会長       | 根本 龍哉 |
|        | 常陸農業協同組合東海地区担当理事   | 関 誠一  |
|        | 東海村文化協会 会長         | 町野 博  |
|        | 東海村消防団 団長          | 河野 武  |
|        | 東海村民生委員・児童委員協議会 会長 | 河野 進  |
|        | 日本原子力研究開発機構 理事     | 三浦 幸俊 |
|        | 東海村議会 議長           | 鈴木 昇  |
|        | 東海村村長              | 山田 修  |



## 東海村 成人の集いの開催について

### 1 目的

大人としての自覚と周囲への感謝の気持ちを持たせるとともに、新成人や恩師が一堂に会することで人と人のつながりを生む機会を提供します。

### 2 開催日時

(1) 日 付 平成28年1月9日(土) ※ 雨天決行

(2) 時 間 式典：午前10時30分から12時まで(写真撮影含む)  
受付：午前9時30分から

### 3 開催場所

東海文化センター(東海村船場768番地)

### 4 対象

平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方

男 183人

女 189人

計 372人に案内状発送予定

### 5 その他

- 他市町村に住民票があっても、東海村出身者等は参加希望があれば受け付けます。
- リコッティ改修工事のため、今回は東海文化センターで開催します。



## 東海村 消防出初式の開催について

平成27年も残すところ約1ヵ月となりました。今年は、9月の関東・東北豪雨に伴い、鬼怒川の堤防が決壊したことによって、常総市に甚大な被害をもたらした。自然災害の恐ろしさと地域防災体制の構築による防災力の向上の重要性を改めて感じる年となりました。

近年の多様化し、甚大・多発化する災害に村全体として対応していくため、東海村における消防防災体制を広く村民に披露し、消防団や自衛消防隊、自主防災組織等の防災関係者の士気高揚を図るほか、村民に対する防火・防災意識の啓発を行い、防火防災関係者と村民が一体となった安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、新春恒例の消防出初式を開催します。

### 1 日 時

平成28年1月10日(日) 午前9時30分～11時30分

### 2 会 場

東海文化センター及び周辺

### 3 主 催

東海村、東海村消防団、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部

### 4 内 容

《式典の部》 午前9時30分～10時25分ごろ(文化センター内)

- |             |        |
|-------------|--------|
| 1 開式宣言      | 5 表彰   |
| 2 国歌斉唱      | 6 祝辞   |
| 3 消防殉職者慰霊黙禱 | 7 閉式宣言 |
| 4 式辞        |        |

《屋外の部》 午前10時30分～11時30分(文化センター周辺)

- 1 幼年消防クラブ演技
- 2 消防団による消防ポンプ操法展示(第7分団)
- 3 消防車パレード・分列行進
- 4 観閲
- 5 閉会宣言

※ 荒天時は、午前9時30分から東海文化センターにおいて、式典のみを実施します。



## 東海村 スマイルマラソン2016の開催について

これまで笠松運動公園で開催していた「スマイルマラソン」ですが、3回目となる今回は東海村総合福祉センター「絆」で開催します。

### 1 目的

東海村のスポーツの振興と村民の健康増進を図ります。

### 2 開催日時

平成28年1月11日(月・祝) ※ 少雨決行・荒天中止

#### 【スケジュール】

- ① 出場者受付 午前8時30分から
- ② 開会式 午前9時30分から
- ③ 競技開始 午前10時から

### 3 開催場所

東海村総合福祉センター「絆」および周辺道路

#### 【内容対象】

- ① 中学生の部 3.0 Km
- ② 小学生(高学年)の部 1.9 Km
- ③ 小学生(低学年)の部 1.2 Km
- ④ 家族の部(2人1組) 1.2 Km

### 4 その他

- (1) マラソン終了後スポーツ少年団およびスマイルTOKAI小学生  
会員対象の駅伝競技を行います。
- (2) 申込期間 11月29日(月)までに東海村総合体育館へ申し込み
- (3) 参加費 500円

## 平成27年第4回東海村議会定例会提出議案概要

平成27年11月26日

| 議案番号   | 議案名                               | 説 明                                                                                                                                                                                               |
|--------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報告第20号 | 寄附の受入れについて                        | <p>茨城青写真製本株式会社からふるさとづくりに資するための寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものであります。</p> <p>○ 東海村ふるさとづくり寄附金</p> <p>1 寄附者 茨城青写真製本株式会社</p> <p>2 寄附品目 金20,000円</p> <p>3 寄附年月日 平成27年8月31日</p>                          |
| 議案第90号 | 東海村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例 | <p>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、条例を制定するものであります。</p> <p>農業委員会委員定数：14人</p> <p>農地利用最適化推進委員定数：6人</p>                                                                     |
| 議案第91号 | 東海村個人番号の利用に関する条例                  | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。</p> <p>独自利用事務：東海村医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>庁内連携：特定個人情報を利用する他の事務の処理に利用できるように規定</p> |
| 議案第92号 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議            | <p>定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とす</p>                                                                                                                      |

|          |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 決すべき事件を定める条例                                   | るため、条例を制定するものであります。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議案第 93 号 | 東海村職員の退職管理に関する条例                               | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。                                                                                                                                                                                         |
| 議案第 94 号 | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。<br>改正条例<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・東海村職員の給与に関する条例の一部改正</li> <li>・東海村職員等の旅費に関する条例の一部改正</li> <li>・東海村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正</li> <li>・東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例の一部改正</li> </ul> |
| 議案第 95 号 | 東海村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例                    | 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正及び用語の整理を行うため、条例の一部を改正するものであります。                                                                                                                                                                                                 |
| 議案第 96 号 | 東海村税条例等の一部を改正する条例                              | 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、村税の徴収猶予及び換価の猶予における担保の徴収基準等を定め、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・猶予申請書の記載事項、添付書類、申請期限の改正</li> </ul>                                                      |
| 議案第 97 号 | 東海村学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                | 東海村学童クラブの利用料金の徴収及び減免、その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。<br>指定管理者の期間：5 年を限度<br>利用料金：8 月以外の月は5, 0 0 0 円/月、8 月は1 0, 0 0 0 円/月の範                                                                                                                                      |

|           |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |     |           |  |     |           |       |    |          |
|-----------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|-----------|--|-----|-----------|-------|----|----------|
|           |                          | <p>圏内において、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |     |           |  |     |           |       |    |          |
| 議案第 98 号  | 東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例   | <p>東海村国民健康保険事業の安定的な維持運営を図るため、国民健康保険税の税額等を改定し、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。</p> <p>医療分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割額 100分の6.70</li> <li>・均等割額 19,800円/人</li> <li>・平等割 20,800円/世帯</li> </ul> <p>後期高齢者支援金分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割額 100分の1.85</li> </ul> <p>介護納付金分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割額 100分の1.65</li> </ul> |        |     |           |  |     |           |       |    |          |
| 議案第 99 号  | 東海村介護保険条例の一部を改正する条例      | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |     |           |  |     |           |       |    |          |
| 議案第 100 号 | 東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例 | <p>地方自治法第244条の2第1項の規定により、東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。</p> <p>使用時間</p> <p>午前9時から午後9時まで</p> <p>休館日：火曜日（祝日の場合翌日）及び12月29日から1月3日</p> <p>使用料</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>創業オフィス</td> <td>10㎡</td> <td>28,800円/月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12㎡</td> <td>36,000円/月</td> </tr> <tr> <td>創業デスク</td> <td>5㎡</td> <td>7,200円/月</td> </tr> </table>                                           | 創業オフィス | 10㎡ | 28,800円/月 |  | 12㎡ | 36,000円/月 | 創業デスク | 5㎡ | 7,200円/月 |
| 創業オフィス    | 10㎡                      | 28,800円/月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |     |           |  |     |           |       |    |          |
|           | 12㎡                      | 36,000円/月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |     |           |  |     |           |       |    |          |
| 創業デスク     | 5㎡                       | 7,200円/月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |     |           |  |     |           |       |    |          |

|          |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                        | <p style="text-align: right;">8 m<sup>2</sup> 10,800円/月</p> <p>多目的ホール 座席あり 2,000円/時</p> <p style="padding-left: 2em;">座席なし 1,000円/時</p> <p>会議室 250円/時</p> <p>スタジオ1 800円/時</p> <p>スタジオ2 1,000円/時</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議案第 101号 | 平成27年度東海村一般会計補正予算（第4号） | <p>予算総額から歳入歳出それぞれ139,519千円を減額し、予算総額を20,055,356千円とするものであります。</p> <p>補正の主な内容につきましては、南台・緑ヶ丘災害復興対策工事の執行額確定による減額、中丸小学校建設工事の進捗状況による減額のほか、都市計画道路等の維持補修に要する経費の増額等に伴い、予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入</p> <p>(1) 村税 <span style="float: right;">△56,306千円</span></p> <p>(2) 地方特例交付金 <span style="float: right;">2,718千円</span></p> <p>(3) 地方交付税 <span style="float: right;">△25,908千円</span></p> <p>(4) 国庫支出金 <span style="float: right;">43,868千円</span></p> <p>(5) 県支出金 <span style="float: right;">10,460千円</span></p> <p>(6) 寄付金 <span style="float: right;">70千円</span></p> <p>(7) 繰入金 <span style="float: right;">△116,353千円</span></p> <p>(8) 諸収入 <span style="float: right;">1,932千円</span></p> <p>2 歳出</p> <p>(1) 議会費 <span style="float: right;">178千円</span></p> |

|          |                                |                                                                                                                                                                                           |
|----------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                                | (2) 総務費 48,407千円<br>(3) 民生費 88,699千円<br>(4) 衛生費 4,925千円<br>(5) 農林水産業費 422千円<br>(6) 商工費 1,926千円<br>(7) 土木費 △57,329千円<br>(8) 教育費 △226,747千円                                                 |
| 議案第 102号 | 平成27年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) | <p>予算総額に変更はなく、歳出予算額内におきまして補正するものであります。補正の主な内容につきましては、職員手当等の伸びを見込んだことに伴い予算措置を講じるものであります。</p> 1 歳出<br>(1) 総務費 604千円<br>(2) 予備費 △604千円                                                       |
| 議案第 103号 | 平成27年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  | <p>予算総額に歳入歳出それぞれ643千円を追加し、予算総額を346,079千円とするものであります。補正の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金額が確定したことに伴い予算措置を講じるものであります。</p> 1 歳入<br>(1) 繰入金 643千円<br>2 歳出<br>(1) 後期高齢者医療広域連合納付金 644千円<br>(2) 予備費 △1千円 |
| 議案第 104号 | 平成27年度東海村介護保険事業特別会計補正予         | (保険事業勘定)<br>予算総額に歳入歳出それぞれ934千円を追加し、予算総額を2,928,                                                                                                                                            |

|          |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 算（第2号）                                     | <p>290千円とするものであります。</p> <p>補正の主な内容につきましては、職員手当等の不足に伴い予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入</p> <p>（1）保険料 <span style="float: right;">△3,630千円</span></p> <p>（2）繰入金 <span style="float: right;">4,564千円</span></p> <p>2 歳出</p> <p>（1）総務費 <span style="float: right;">934千円</span></p>                                      |
| 議案第 105号 | 平成27年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） | <p>予算総額から歳入歳出それぞれ28,033千円を減額し、予算総額を96,693千円とするものであります。</p> <p>補正の内容につきましては、物件移転補償費の減額に伴い予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入</p> <p style="padding-left: 40px;">繰入金 <span style="float: right;">△28,033千円</span></p> <p>2 歳出</p> <p style="padding-left: 40px;">区画整理事業費 <span style="float: right;">△28,033千円</span></p> |
| 議案第 106号 | 平成27年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） | <p>予算総額に変更はなく、歳出予算額内におきまして補正するものであります。</p> <p>補正の主な内容につきましては、職員手当等の伸びを見込んだことに伴い予算措置を講じるものであります。</p>                                                                                                                                                                                                              |
| 議案第 107号 | 平成27年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）   | <p>予算総額から歳入歳出それぞれ300千円を減額し、予算総額を1,670,500千円とするものであります。</p> <p>補正の主な内容につきましては、共済費の不足に伴い予算措置を講じるものであります。</p>                                                                                                                                                                                                       |

|          |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                                 | <p>1 歳入<br/>(1) 繰入金 <span style="float: right;">△300千円</span></p> <p>2 歳出<br/>(1) 公共下水道事業費 <span style="float: right;">△300千円</span></p>                                                                                                                                             |
| 議案第 108号 | 財産取得の変更について<br>(部原地区土地利用推進事業用地) | <p>部原地区土地利用推進事業用地の取得については、平成25年第1回定例会以降、5回の変更の議決をいただいたところです。この度、新たに緑地、調整池及び道路として用地取得が整ったため、変更するものであります。</p> <p>1 買収価格中「135,429,327円」を「140,348,272円」に改める。</p> <p>2 買収総面積中「60,677.92平方メートル」を「61,385.11平方メートル」に改める。</p> <p>3 土地の所在地、地目、地積及び買収相手方を別紙のとおり改める。</p>                         |
| 議案第 109号 | 財産取得の変更について<br>(前谷津公園用地)        | <p>前谷津公園用地の取得については、平成22年第3回定例会以降、1回の変更の議決をいただいたところです。この度、新たに公園整備用地として用地取得が整ったため、平方メートル当たりの山林の単価に、2,660円を加えるとともに、買収価格、買収総面積を変更するものであります。</p> <p>1 買収価格中「48,137,200円」を「50,199,200円」に改める。</p> <p>2 買収総面積中「28,348平方メートル」を「29,123平方メートル」に改める。</p> <p>3 土地の所在地、地目、地積及び買収相手方を別紙のとおり改める。</p> |
| 議案第 110号 | 指定管理者の指定について<br>(東海文化センター)      | <p>東海文化センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 東海文化センター</p>                                                                                                                                                                                       |

|          |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                           | <p>2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団</p> <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場768番地1</p> <p>4 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで</p>                                                                                                                                                            |
| 議案第 111号 | 指定管理者の指定について(東海駅コミュニティ施設) | <p>東海駅コミュニティ施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 東海駅コミュニティ施設</p> <p>2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団</p> <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場768番地1</p> <p>4 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで</p>                                                       |
| 議案第 112号 | 指定管理者の指定について(東海村スポーツ施設)   | <p>東海村スポーツ施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 東海村スポーツ施設(東海村総合体育館、東海スイミングプラザ、東海村テニスコート、東海南中学校夜間照明グラウンド及び久慈川河川敷運動場)</p> <p>2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団</p> <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場768番地1</p> <p>4 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで</p> |
| 議案第 113号 | 指定管理者の指定について(石神学童クラブ)     | <p>石神学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 石神学童クラブ</p> <p>2 指定管理者となる団体の名称 テルウェル東日本株式会社</p>                                                                                                                                                    |

|          |                        |                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                        | <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番9号</p> <p>4 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</p>                                                                                                                                    |
| 議案第 114号 | 指定管理者の指定について（舟石川学童クラブ） | <p>舟石川学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 舟石川学童クラブ</p> <p>2 指定管理者となる団体の名称 テルウェル東日本株式会社</p> <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番9号</p> <p>4 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</p> |
| 議案第 115号 | 指定管理者の指定について（村松学童クラブ）  | <p>村松学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 村松学童クラブ</p> <p>2 指定管理者となる団体の名称 村松学童クラブ保護者の会</p> <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字村松1524番地1</p> <p>4 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</p>       |
| 議案第 116号 | 指定管理者の指定について（中丸学童クラブ）  | <p>中丸学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 中丸学童クラブ</p> <p>2 指定管理者となる団体の名称 テルウェル東日本株式会社</p> <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番9号</p> <p>4 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</p>   |
| 議案第 117号 | 指定管理者の指定について（白方学童クラブ）  | <p>白方学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 白方学童クラブ</p> <p>2 指定管理者となる団体の名称 テルウェル東日本株式会社</p>                                                                                     |

|          |                       |                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                       | <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番9号</p> <p>4 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</p>                                                                                                                                  |
| 議案第 118号 | 指定管理者の指定について（照沼学童クラブ） | <p>照沼学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 照沼学童クラブ</p> <p>2 指定管理者となる団体の名称 テルウェル東日本株式会社</p> <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番9号</p> <p>4 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</p> |
| 議案第 119号 | 指定管理者の指定について（村立東海病院）  | <p>村立東海病院の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 村立東海病院</p> <p>2 指定管理者となる団体の名称 公益社団法人地域医療振興協会</p> <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東京都千代田区平河町二丁目6番3号</p> <p>4 指定の期間 平成28年4月1日から平成38年3月31日まで</p>  |
| 議案第 120号 | 村道路線の認定について           | <p>（村道2711号線ほか11路線）</p> <p>都市計画法第29条の規定による開発行為により移管を受けた道路(12路線)を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p>                                                                                                       |

- ※ 法律関係）
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
  - ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
  - ・農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）
  - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
  - ・地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）
  - ・地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）

・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

なお、会期中に、工事請負契約締結事項中の変更 4 件（部原地区調整池整備工事，南台第三工区 造成宅地滑動崩落緊急対策工事，中央地区 雨水排水管整備工事，中央地区 中央雨水幹線整備工事），人事案件 3 件（教育委員会教育長，監査委員，固定資産評価審査委員会委員）を追加提出したく準備をしておりますのでよろしくお願いいたします。

## 平成27年度 12月補正予算案 説明資料（一般会計）

## 1. 歳入歳出予算額 (単位：千円)

| 当初予算額      | 補正前の額      | 補正額      | 補正後の額      |
|------------|------------|----------|------------|
| 19,104,000 | 20,194,875 | △139,519 | 20,055,356 |

## 2. 歳出補正予算の主な内訳 \* ( ) 内は補正額

- ・ 用地購入に伴う補償金 (4,394 千円)  
豊白区自治会集会所の用地取得に係る立木補償 (11 本) の経費を補正する。
- ・ 個人番号カードの運用に関する経費 (646 千円)  
28 年 1 月からの運用開始に伴い必要となる機器、システム等の経費。  
(端末 1 台増設、番号カード交付支援システム、顔認証システム)
- ・ 農業委員会一般選挙事業に関する経費 (△1,702 千円)  
農業委員会委員の公選制が廃止されたため、選挙に係る経費を減額する。
- ・ 百塚保育所改修工事設計業務委託料 (1,600 千円)  
28 年度に予定している内外装工事及び設備更新工事について、来年度の速やかな工事着工に向け、設計業務を年度内に実施するため必要な経費を補正する。
- ・ 商工業特別融資信用保証料補給金 (695 千円)  
県信用保証協会への保証料補給金の不足が見込まれるため必要額を補正する。
- ・ 道路補修事業 (71,645 千円)  
都市計画道路やその他村道等の維持補修に要する経費を増額補正する。
- ・ 南台・緑ヶ丘災害復興対策工事 (△103,630 千円)  
南台の第四工区の執行額が確定したため、不用額を補正する。
- ・ 小学校小規模工事 (858 千円)  
突発的に発生した小学校施設の不具合に関し、必要な工事費を補正する。  
(白方小：清掃用具入れ改修・給食室改修、石神小：給食室空調機修繕等)
- ・ 管理用備品購入費 (708 千円)  
学級増や老朽化等に備え、必要な管理用備品を購入するため補正する。  
(中丸小：2 クラス増のため机・椅子等の購入、石神小：消火器の更新等)
- ・ 中丸小学校建設事業 (△239,312 千円)  
建設工事の遅延のため、外構工事を 28 年度に先送りすることとなったことから、建築工事・電気設備・機械設備工事費等の一部を減額補正するもの。  
(減額分は継続費補正とし、28 年度に実施予定)

## 3. 歳入補正予算の主な内訳 \* ( ) 内は補正額

- ・ 村税【△56,306 千円】  
(固定資産税 (△135,000 千円)、都市計画税 (41,900 千円)、個人村民税 (35,500 千円))
- ・ 地方交付税【△25,908 千円】(特別交付税 (震災復興) △25,908 千円)
- ・ 国庫支出金【43,868 千円】  
(障害福祉サービス等負担金 (19,641 千円)、施設型給付費負担金 (13,755 千円)、電源立地地域対策交付金 (9,813 千円))
- ・ 県支出金【10,460 千円】(障害福祉サービス等負担金 (9,597 千円)、施設型給付費負担金 (6,877 千円))
- ・ 繰入金【△116,353 千円】(東日本大震災復興交付金基金繰入金 (△77,723 千円)、財政調整基金繰入金 (△38,630 千円))